

## 会 議 記 録

会議名称		第21回杉並区環境清掃審議会
日 時		平成19年5月8日(火) 午後2時00分～午後4時35分
場 所		区役所 中棟6階 第4会議室
出席者	委員名	丸田会長、田代委員、松原委員、岸委員、柳澤委員、井口委員、山名委員、岩島委員、奥山委員、山室委員、小池委員、志村委員、内藤委員、大澤委員、境原委員、奥委員 <span style="float: right;">(16名)</span>
	区 側	環境清掃部長、環境課長、環境都市推進担当課長、清掃管理課長、ごみ減量担当課長、杉並清掃事務所長、方南支所担当課長、都市計画課長、建築課長、みどり公園課長、
傍聴者数		1名
配付資料等	事前	第19回会議録(案) 平成18年度ダイオキシン類調査結果について 平成18年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果(2月分)について 「第4回すぎなみ環境賞」の実施について 一定規模以上の開発事業等の報告について(建築物の建設) 一定規模以上の開発等に係る報告(緑化)(2件) 高井戸一丁目地区地区計画の概要 杉並区役所ISO取り組み状況 「一般廃棄物処理基本計画に係る諮問事項の審議について」関連資料
	当日	杉並区地域省エネ行動計画(概要版) 一定規模以上の開発事業等の報告について(駐車場) 「杉並区はごみを限りなく“0”にする社会にします。」とは?
会議次第		第21回杉並区環境清掃審議会 1 会長あいさつ 2 第19回会議録(案)の確認 3 議 題 報告事項 (1) 平成18年度ダイオキシン類調査結果について (2) 平成18年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果について (3) 「第4回すぎなみ環境賞」の実施について (4) 一定規模以上の開発事業等の報告について(建築) (5) 一定規模以上の開発事業等の報告について(緑化)(2件) (6) 一定規模以上の開発事業等の報告について(駐車場) 諮問に関する審議事項 (1) 杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について 清掃事業における区民、事業者、区の役割と協働について 4 その他 5 次回・次々回開催予定及び確認

<p>主要な発言 および 会議の内容</p>	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成18年度ダイオキシン類調査結果について <ul style="list-style-type: none"> <li>・都の調査方法や平均値の出し方というのは区と同じかどうか。</li> </ul> </li> <li>(2) 平成18年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果について <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制基準と環境基準について、規制規準とは随分けたが違うが、例えば排気塔を出てすぐのところとか、そういう事なのか。</li> </ul> </li> <li>(3) 「第4回すぎなみ環境賞」の実施について <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募数が少ないと聞いているが、今年は何かもっと幅広く応募を促すような方法が何かあるのか。</li> <li>・厚着賞の事業者に対してはどのような形で成績の結果を知らせ、改善要望をしているのか。</li> </ul> </li> <li>(4) 一定規模以上の開発事業等の報告について（建築） <ul style="list-style-type: none"> <li>・低層部分の利用の仕方が戸建て住宅を中心としたと書いてあるが、どう見ても集合住宅に見えるが、どういう計画になっているのか。</li> </ul> </li> <li>(5) 一定規模以上の開発事業等の報告について（緑化） <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化調整基準による計画樹木本数というところで、高木にかえてしまって環境的には影響がないのか。また、野生の草花を中心とした大事なスペースをどのように守っていかれるのか。</li> <li>・緑化計画では既存の樹木を保存するような計画になっているが、図面ではそれが読み取れない。</li> </ul> </li> <li>(6) 一定規模以上の開発事業等の報告について（駐車場）</li> </ul> <p>諮問に関する審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について <p style="margin-left: 20px;">清掃事業における区民、事業者、区の役割と協働について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区の今後の取り組みということで、エコアクションやISO14001について、PRというか、区の方からそういう勉強会、説明会があるという内容の周知の仕方が大切だと思います。また、ホームページ等で取得した事業者を紹介するのも有効な方法だと思う。</li> <li>・区というのは、行政として住民や業者に働きかける役割と、事業者としての区役所全体の努力が問われるというところがあると思う。そのところをもう少しわかりやすくここで仕分けをしていったらいいのではないのか。</li> </ul> </li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・杉並区地域省エネ行動計画について</li> </ul> <p>次回・次々回開催予定及び確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回は6月8日（金）午後2時からです。</li> <li>・次々回は7月20日（金）午後2時からです。</li> </ul>
--------------------------------	--

第21回環境清掃審議会発言要旨 平成19年5月8日(火)	
発言者	発言要旨
環境課長	<p>定刻になりましたので、第21回の杉並区環境清掃審議会の開会をお願いしたいと思います。</p> <p>開会に当たりまして、事務局より本日の委員の皆様のお出席状況のご報告をいたします。本日、ご欠席の連絡をいただいておりますのが、原口委員、岡田委員、それから宇都宮委員の3名でございます。それから、まだ青山委員、それから馬奈木委員、萩原委員はお見えになってございませんけれども、定足数は過半数になりますので、本日の会議は有効に成立するものでございます。</p> <p>また、本日は傍聴の申し出はお1人の方からいただいております。</p> <p>それから、資料の確認でございますけれども、まず事前にお送りしましたものをご確認いただきたいと思っております。8点ございまして、1点目が第19回の審議会の会議録(案)でございます。それから、2点目が平成18年度ダイオキシン類調査結果について、3点目が平成18年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果について、4点目が「第4回すぎなみ環境賞」の実施について、5点目が一定規模以上の開発事業等の報告について(建築)、それから、同じく緑化に関するものが2点ございます。それと、高井戸一丁目地区地区計画の概要ということで、緑色のパンフレットが入っているかと思っております。それから、一般廃棄物処理基本計画、本日の諮問事項ですけれども、諮問事項の審議についての資料が一式入っているかと思っております。</p> <p>それから、追加で本日、机上配付したものが4点ほどございまして、1つが「省エネは区役所から」というポスターの縮小版です。2点目がシロクマが表紙になってございます杉並区地域省エネ行動計画の概要版のパンフレットでございます。3点目が一定規模以上の開発事業等の報告の追加で駐車場がございまして、最後に「杉並区はごみを限りなく“0”にする社会にします。」とは?と書いたものが資料で配られているかと存じます。</p> <p>不足等がございましたら、お申し出いただければと存じます。</p> <p>何か違っていませんか。</p>
L 委員	3点でしょうか、4点でしょうか。
環境課長	4点でございます。
L 委員	3点しかないんですけれども。
環境課長	失礼いたしました。3点でございます。

<p>会 長</p>	<p>なお、本日、広報紙用に写真を撮らせていただきたいので、ご了承をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、会長、開会をよろしくお願ひいたします。</p> <p>どうもご多忙のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから第21回の杉並区環境清掃審議会を開催いたします。よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日、ご案内しましたように定例の環境清掃審議会プラス諮問に関する審議事項ということで、一般廃棄物処理基本計画の改定、その件についても検討していただくことになっておりまして、盛りだくさんでございます。よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>では、最初に第19回会議録（案）の確認ということで、事前にご送付させていただいた会議記録につきまして、皆さん方の了解をとりたいと思いますが、何か訂正等、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。</p> <p>ありがとうございました。事前にご意見を頂戴しておりますので、その点につきましては訂正済みというふうに思います。では、「（案）」を取らせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>では、3の議題に入らせていただきます。</p> <p>まず、報告事項ですが、環境課長に関係する件が2件最初でございますので、一緒に説明していただきます。1が「平成18年度ダイオキシン類調査結果について」、2、「平成18年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果について」でございます。よろしくお願ひします。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>それでは、今の2点についてご報告させていただきます。両方とも定例的にご報告させていただいているものでございます。</p> <p>まず、1点目の「平成18年度ダイオキシン類調査結果について」でございますけれども、18年度は大気について4回、それから河川について2回実施してございます。調査日とそれから試料採取及び分析方法については、記載のとおりでございます。</p> <p>次に調査結果でございますけれども、表をご覧くださいと存じます。まず、大気の結果でございますけれども、3カ所で実施してございます。井草森公園、大宮前体育館、それから郷土博物館ということで、できるだけ区内で平均になるような形で場所を選定してございまして、3カ所の結果についてはこの表に記載のとおり、一番右下にございます東京都平均と比べても、若干、区の平均は下回っている</p>

ということでございます。前年度の平均値と比べましてもおおむね下回っておりまして、良好な結果になってございます。参考に環境基準値が一番右下に記載してございますけれども、0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下ということになってございまして、杉並区の場合は区の平均で0.049ピコグラムということでございます。

それから、表の2が河川の調査結果でございます。まず、河川の場合は底質といまして川底の泥でございますけれども、それを測定したものが3カ所ございます。この表の記載されたところの3カ所でございますけれども、神田川の佃橋のところ若干高めでございますけれども、表の下に環境基準値が記載してございまして、環境基準は150ピコグラムですので、いずれも十分に下回ってございます。また、水質につきましても同じように基準が1ピコグラムでございますので、十分に下回っているというものでございます。

これについては以上でございます。

続きまして、平成18年度の杉並中継所に関する環境モニタリング調査の結果（2月分）についてご報告いたします。

これも何度かご報告してございますので、よくご承知の件だと思いますけれども、杉並中継所は不燃ごみの中継所として平成8年4月に東京都が開設しまして、12年に区に移管になったものでございます。その間、平成8年4月から夏場にかけて、中継所周辺の居住者に健康不調等の訴えが続き、区としまして環境モニタリング調査を行い、安全操業を確認しているというものでございます。

平成18年度につきましては、調査は4回実施しまして、今回は最後の2月分でございます。表1のところにそれぞれの月の調査項目が記載してございます。今回は2月ですので、すべて丸がついておりますので全項目検査になります。それから、調査の概要の調査日、それから調査地点、それから調査項目については記載のとおりでございます。

調査の結果ですけれども、まず、排気・大気関係をご説明いたします。ちょっと飛びますけれども、下に6ページと記載したところをご覧くださいと存じます。図面ではなく摸式化されていますので、わかりづらいかとは存じますけれども、排気塔と換気塔というのがございまして、排気塔の方はごみを投入するホッパー一部の空気を集じん装置、それから脱臭装置を通過させた空気でございます。それから、換気塔の方の空気は人が作業する方の空気になりますので、車の排気ガス、プラットホーム等の空気を活性炭フィルターを通過させたものでございます。そういったものの検査をしております。

	<p>ちょっとお戻りいただきまして3ページになりますけれども、この中で表頭のところで「排気塔」と記載したところが左から2番目、それから3つ置いて「換気塔」、それから「規制基準」と記載してございます。いずれの排気塔、それから換気塔の項目につきましても、規制基準等に比べまして大きく下回っているものでございます。それから、一番右の方に環境基準というのがございます。これは一般大気中の基準になりますけれども、それと比べても十分下回っている結果になってございます。</p> <p>4ページの表3でございまして、これは排水系の結果です。特に表頭の中の左から2番目に「排水処理後」というのがございまして、それを一番右側の下水排除基準等と比較していただければと存じます。いずれも基準値と比べまして十分に下回っている結果になってございます。</p> <p>それから、最後のページの8ページ、9ページでございまして、これは経年データの数値を表にしたものでございます。いずれの項目でも安全に操業されているということが確認できるものでございます。</p> <p>私からは以上でございまして。</p>
会 長	<p>わかりました。</p> <p>では、最初に「平成18年度ダイオキシン類調査結果について」、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。</p> <p>どうぞ、K委員。</p>
K 委 員	<p>前にお聞きしたことがあるかもしれませんが、この第1点目のダイオキシンの関係で、大気調査なり、河川の調査の結果が出ているわけですが、簡単な質問をさせていただきます。都の平均という数字がございまして、都としては何カ所ぐらいやっているか、それから調査方法というのは区の場合と全く同じかどうかということについて、いわゆる都平均の出し方というか概要についてご説明いただきたいなと、それが1点目でございまして。</p> <p>それから、もう1点、表2の河川調査の方で、これはあくまで全部区の内部でやられるんですが、上の大気と同じような形で都の平均値というのが出しておられたら、その辺についても教えていただきたい。</p> <p>以上でございまして。</p>
環 境 課 長	<p>まず、1点目の大気中のダイオキシンの都内の検査地点の数ということで、20カ所でございまして。それから、検査方法については同じ方法を採用しているものでございまして。</p>

会長	<p>それから、河川については、ちょっと今手元に資料がございませんので、調べまして、後ほどご報告させていただきたいと思います。</p>
V 委員	<p>では、ほかの方でご意見がございましたら。特にございませんでしょうか。</p> <p>では、2番目の「平成18年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果について」、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。</p> <p>V委員、どうぞ。</p>
環境課長	<p>まず、3ページの表2の下の(注2)なんですけれども、「4水銀(ガス状)」と書いてあるんですけれども、これは「15水銀(ガス状)」ということなんですか。それと、もう一つ同じように「表2の「10アルデヒド類)」という点は「23アルデヒド類」、项目的にはそれに該当すると読みかえればよろしいのでしょうか。下のところの(注2)「表2の「4水銀(ガス状)」」になっていますけれども、4というのは項目が違うので、「15水銀(ガス状)」。それから、同じく「10アルデヒド類」になっているけれども「23アルデヒド類」ということで、これは多分直っていないと思うんですね。</p>
V 委員	<p>大変失礼いたしました。ご指摘のとおりでございます。番号が違っているものがございます。</p>
環境課長	<p>それに続いて(注2)のところ、「環境大気については0.002」という基準、定量下限値というのがございますね。それで、15の水銀(ガス状)のところの高井戸第二小学校が0.003となっていますけれども、これはそういう数値と比較すると超えていると読んでよろしいのでしょうか。その場合に、左の2ページ目では「すべて基準値未満の濃度でした」という表現になっていて、この0.002というのがどういうふうに評価すべきなのか伺いたいのですが。</p>
V 委員	<p>水銀の場合は基準値が実はないんですね。ですから、この規制基準のところも環境基準のところも空欄になっております。それから、定量下限値というのは定量できる一番最小の数値ということになりますので、0.002未満というのは要するに検査できなかったというものだと思います。それから、0.002とか0.003というものは検査できた数値ということになります。</p>
環境課長	<p>次の4ページで、硫化水素が床排水槽で0.21、それで下水排水基準では0.1以下ということですが、これは排水槽の中の直接のものだから、これと比較してはいけな、要するに、排水槽の中は濃くても排水出口で比較すればよいと解釈すればよろしいのでしょうか。</p>
環境課長	<p>この硫化水素につきましては、(注)のところに記載してございますが、悪臭防</p>

	<p>止法に関する基準ということになりますので、排水処理後で先ほどご説明しましたけれども、本来ですと公共下水道の部分についてもこの基準値を満たしている必要があるというふうに見るものでございます。床排水槽の数値が高くなっているわけですけれども、硫化水素の基準値は、公共下水道のところで見るというものでございます。</p>
V 委員	<p>要するに、処理された後に出ているところがこの排水処理後というところで、オーケーだからいいんだということですか。</p> <p>それと、もう1点、最後の8ページ、9ページのところで、経年変化が実は24番のダイオキシンがなぜないのかというのが1点、質問です。</p>
環境課長	<p>これは、全部こういった形で記載できればよかったです、ダイオキシン類は、実は項目として、1枚目の表1のところをご覧いただければと思うんですが、5月、11月は検査を実施してございません。この表は揮発性有機化合物の関係を主体に表にしてみたものです。本来ですと、これはダイオキシンを入れることも可能だと思いますけれども、ここからは外してございます。</p>
V 委員	<p>全体の経年変化を見る確認という意味で、できればわかりやすいように入っていた方がいいかと思えます。</p>
会長	<p>では、ほかにございましたらお願いします。</p> <p>M委員、どうぞ。</p>
M 委員	<p>3ページの表の規制基準と環境基準についてお伺いしたいんですが、先ほど環境基準は一般大気中の基準ですということでしたが、規制基準とは随分けたが違いますが、これは例えば排気塔を出てすぐのところとか、そういったことなんでしょうか。</p>
環境課長	<p>この(注4)に「規制基準は「東京都環境確保条例」に基づく排出口の基準」と記載してございますけれども、ある程度対象が限られており、主に工場のようなところの排出口の基準でございます。環境基準というのは、一般的に我々が暮らしている一般生活環境の中の基準でございます。</p>
M 委員	<p>もう一つは、経年の8ページ、9ページのところなんですけれども、幾つかの項目で、例えば3番のトリクロロエタンとか13番のアセトアルデヒドなどで、排気塔と換気塔から出ている数値が随分差があるところがあるんですけれども、どちらも環境の基準内だから、問題はないということなのかもしれないんですが、この装置の図などを見ますと、何かフィルターをもう少しつけるとかできれば、この数値も余り差がないようになっていくのではないかと思うのですが、そういった点について</p>



	ていかがでしょうか。
環境課長	これは経年データになってございますので、例えば一番左の12年度のところで見ますと、確かに排気塔の方が換気塔に比べると大分高い数字になってございます。それを例えば17年度、18年度の数値で見ますと、ほとんど差がなくなっていくものですが、排気塔というのは、不燃ごみのあるところの空気が主体になりますので、どうしても汚れている空気ということで、活性炭の交換頻度を変えたりだとか、種類を変えたりだとか、さまざまな対策をとって今のような結果になっているというものでございます。
会長	わかりました。 ほかにございますか。 環境課長。
環境課長	先ほどのご質問で、後ほどお答えしましたと言いましたダイオキシンの方の関係で、河川の都内の検査地点の数でございますけれども、37カ所でございます。失礼いたしました。
会長	K委員、よろしいですか。
K委員	21カ所ではなくて37カ所、こういうことでございますね。
環境課長	大気の方が20カ所、それから河川が37カ所です。
K委員	平均値はどうですか。
環境課長	平均値が、河川の方は0.23ピコグラムでございます。
K委員	ということは、杉並の方がかなり高いということですか。
環境課長	水質の方の都内の平均値が0.23になってございます。それから、底質につきましては23ピコグラムでございます。
K委員	わかりました。
会長	どうぞ、T委員。
T委員	付随してですが、今の都内のこの数値は、神田川という意味ですか。それとも都内の全河川という意味ですか。
環境課長	神田川に限らず、都内全体のということでございます。
会長	ほかに、環境モニタリング調査結果についてございますか。 U委員、どうぞ。
U委員	8ページ、9ページのこの経年データのところで、非常に細かい数字がたくさん載っていますが、数値が異様に高かったり、低かったりするものが幾つかあります。例えば、3番目のトリクロロエタンの欄をずっと見ますと、排気塔と換気塔の

	<p>数字は非常に大きな開きがあるというのと、18年度のところで見ますと、排気塔は5月が1,100になっているんでしょうか。8月、11月、2月というのは小さい数字になっていますけれども、これは同じような検査で同じものが、こういうふうな数字の違いで出てきているんでしょうか。トルエンのところも非常に大きな数字が18年度も出てきております。それがよくわかりませんので、この辺を教えてくださいと思います。</p>
環境課長	<p>ご指摘いただいている化学物質は、どちらかというところと揮発性の化学物質になりますので、かなり変動の大きい物質になってございます。ごみによってはその変動も確かに動きがあるわけですが、今、ご指摘いただいた18年度につきましては、5月に高い結果が出たので、その後、8月の検査の前に活性炭の交換をさせていただきます。今現在は年に1回、活性炭の交換をさせていただきますので、交換をしますと値が小さくなっていく、そういった状況はデータとしてとれてございます。検査方法は全く同じ方法を採用してございます。</p>
U 委員	<p>そうすると、フィルターのその部分を交換して低くなったと理解をすればいいわけですね。</p>
環境課長	<p>これについてはそのように考えてございます。</p>
会長	<p>どうぞ、N委員。</p>
N 委員	<p>ちょっともとに戻って、ダイオキシン類調査結果なんですけど、よろしいでしょうか。大気の採取のところなんですけど、7日間の連続採取ということで、このマニュアルを見てくださいということだと思っておりますが、簡単にちょっと説明していただきたいのは、次のページの数値のところでは、各地点の年4回の平均値ということで平均値で出されていますが、例えばこの井草森公園、第1回の0.022というのは、7日間の平均値を出しているのか、この数字をどういうふうな形に出しているのかだけ教えてください。</p>
環境課長	<p>この1回の結果の数値の見方かと思っておりますけれども、ご指摘のとおりでございます。この検査法のところに簡単に書いてございますが、7日間の連続採取となつてございますので、これを平均して出した値がそれぞれの1回の値になってございます。それから、具体的にはガスマスといまして質量分析計のついたガスクロマト装置で空気を引きながら測定をして、どのぐらいの量があるかということを経験的に測定しているものでございます。</p>
会長	<p>K委員。</p>
K 委員	<p>先ほど皆さんからいろんな意見があったんですが、2点目のモニタリング調査の</p>

	<p>方の8ページ、9ページについて、こういう方が見やすいかなと思ってお願いをしたいわけですが、過去のデータで例えば13年度の場合には、6、8、11、2の4カ月出していますが、実際に必要なのは過去5年ぐらいのデータであって、過去のデータについては最高と最小と、それから平均の3つでいいのではないかと思います。</p> <p>あわせて、5年間なら5年間のデータをそのまま出していただいた方が非常にありがたいと思いますが、例えば16年度の場合に6回やっていますね。原則的に4回で、データが悪いと言うと非常に失礼ですが、テストの結果によってはやり直しがあるという話も聞いていますので、そのような場合にはコメントを少し入れていただければと思います。それから、表を見た場合に、ここに基準値を明確にさせていただくと非常にチェックもしやすいし、あわせて基準値をオーバーした場合には網かけなどしていただければ、非常に助かるかなと、こんな感じがいたしました。</p> <p>もし来年度以降、こういうデータを頂戴できるのだったら、そんなこともひとつご検討いただけないかなと思います。</p>
環境課長	<p>この表も委員にご指摘いただきましてつけたものなんですけれども、この辺につきましてもまた今後工夫していきたいと思います。</p>
丸田会長	<p>ほかにございますか。</p> <p>M委員、どうぞ。</p>
M委員	<p>8ページ、9ページの表について、数値が高かった5月の後で活性炭の入れかえをしたので、その後、数値が低くなっていますというようなご説明だったと思うんですが、ざっと見ますと5月とか6月に高いところが多いような気がするの、いつも年に1回の交換がちょうどこの時期に当たっているからということでしょうか。</p>
環境課長	<p>実は、ここ数年は大体同じぐらいの7月の終わりから8月の初めにかけて交換してございますので、どうしてもその前が若干高めに出るというものでございます。それ以前は2年に1回交換していましたが、最近は毎年交換しているものでございます。</p>
M委員	<p>そうしますと、これから例えば交換の頻度を上げていくとかということも考えられることでしょうか。</p>
環境課長	<p>もし仮に、年に1回の交換でもうまくきれいにならないというようなことが見られるようであれば、当然、そういうことも考慮していく必要があるだろうと考えて</p>

<p>会 長</p>	<p>ございます。今現在ですと、このくらいの頻度で十分というような、専門家のアドバイスをいただいておりますので、これでやらせていただいております。</p> <p>よろしいでしょうか。ありがとうございました。</p> <p>では、以上の件につきましては、また続けて観測され、分析され、また、わかりやすく図化されるとか、表に示されるとかの努力も加えてください。</p> <p>では、3番目、「第4回すぎなみ環境賞」の実施について、ごみ減量担当課長、お願いします。</p>
<p>ごみ減量 担当課長</p>	<p>お手元でございます「第4回「すぎなみ環境賞」の実施について」でございますが、平成16年からスタートして、早いもので第4回ということになっています。</p> <p>基本方針でございますが、昨年と同様、過剰包装の抑制をテーマに進めていきたいと考えてございます。</p> <p>また、賞の構成でございますが、昨年と同様、「薄着賞」——これは簡易包装など環境に配慮した表彰、それから「厚着賞」——これは中身に対して無駄な部分が多いということ、それから「環境にやさしいで賞」は環境に配慮して貢献している区民の方、事業者ということでございます。また、ダイエット賞は、追跡調査の結果、過去の厚着賞の対象となったもののうち、非常に環境に配慮して大きく企業の姿勢が変わった、こういった事業者に対して贈る賞でございます。</p> <p>選考方法でございますが、基本的には従来と変わってございません。基本的な理念としましては、区民が選ぶということになってございます。また、選考委員でございますが、委員長、それから副委員長につきましては、昨年同様の記載のとおりでございます。また、その他ということで、環境清掃審議会からご推薦いただきました小池委員にも、入っていただくようなことになってございます。</p> <p>今後の予定でございますが、記載のとおり、5月28日に第1回目の選考委員会がございまして、このときに新たな委員の方には委嘱をするというようなことで始まります。最終的には、10月13、14日に環境博覧会がございまして、そういった中で表彰式の開催を10月14日、環境博覧会の中の大きなイベントとしてやっていく予定でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>わかりました。</p> <p>では、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。</p> <p>どうぞ、N委員。</p>
<p>N 委 員</p>	<p>6月11日から8月10日まで、広報・ホームページにて表彰候補募集開始というこ</p>

	<p>とで、私も消費者グループ連絡会の会議に出ているんですが、そのメンバーの中に環境団体に所属されている方もいらっしゃるって、ちょっと漏れ聞くと、応募数が少ないというふうに聞いているんですね。それで、今年は何かもっと幅広くなるべく多く応募を促すような方法が何かお考えがあるのかということをお聞かせください。</p>
<p>ごみ減量 担当課長</p>	<p>昨年もその前もそうでしたが、やはり応募が少ないというご意見がございました。昨年につきましては、環境団体のNPO法人のご尽力をいただきまして、ホームページにいろいろと載せていただきました。それによって若干増えてきました。それと、今回、ホームページから直接アクセスできるような、そういったこともできるようにしていきたいと思っておりますが、ご指摘のとおり、ご要望なり、ご意見が直接うまく区の方に取り入れられるような、仕組みを考えてございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、ほかにございましたら。 U委員、お願いします。</p>
<p>U 委 員</p>	<p>例年、この選考の表彰式を見せていただいているんですけども、1、3、4のとても表彰されてうれしいという方は、壇上にいらっしゃるんですけども、この厚着賞というのは、恥ずかしくて来られないということもあるかもしれませんけれども、ほとんど一度もお見えになっていないと思うんですね。こういうところについて、どういう形で成績の結果をお知らせして、改善要望をしているのか、その辺を教えていただきたいと思っております。</p> <p>それと、ダイエット賞というのはかつてそういう企業が良好に転じたということであれば、幾つぐらいそういう事例があるのか、おわかりでしたら教えていただきたいと思っております。</p>
<p>ごみ減量 担当課長</p>	<p>先ほどの委員のご指摘のとおり、厚着賞というのは不名誉なことなので、おいでにならないということです。それで、私どもはこの事業者に対して直接お会いしてお話ししてございます。その中で、ダイエット賞というのがございますので、是非それに向かって頑張っていたらいいというような、ある面では動機づけ、きっかけを持っていただきます。それで、その中で、行政が選んでいるわけじゃなくて、区民がそういった視点で見ているんですよということを伝え、事業者としてそういった点について改善願いたいということを非常に丁寧に説明しております。</p> <p>そんな結果、事業者もただ怒られているだけでなく改善しようと、こういった意欲が出てきますので、過去にも、厚着賞をもらって、その後、ダイエット賞をもらうというのはございます。過去に何件あるかということですが、おととしはパ</p>

<p>会 長</p>	<p>ソコンの過剰包装が非常に多かったです。それから、去年は百貨店でございます。例えば贈答品、非常に過剰であるというようなご指摘が区民の方からございました。それについて改善をお願いしたところ、企業としても大分努力してございました。そんな事例がございます。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにごございましたら。よろしゅうございますか。</p> <p>では、次に進ませていただきます。</p> <p>4番目、「一定規模以上の開発事業等の報告について（建築）」。今回の議題の中に高井戸計画がございます、この計画につきましては緑化、それから駐車場とほかの点につきましても書類が提出されておりますし、5番目の緑化とか、それから6番目の駐車場というところに関係するわけでございますけれども、一体的に考えなければいけませんので、最初、高井戸計画について、あわせてご説明のほどよろしくお願ひします。</p>
<p>建 築 課 長</p>	<p>一定規模以上、建築物の延べ面積1万平方メートル以上の建築のご報告を最初にさせていただきたいと思いますが、この地域は高井戸東一丁目地区の地区計画区域内での計画ということで、まず最初に、この地区計画についての概要を説明させていただきたいと思いますので、緑色の資料に基づいて説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>高井戸東一丁目地区地区計画ということでございまして、これは平成18年1月23日に決定をされております。その地図がございまして、点線で囲われたところがこの地区計画の区域内でございまして、北の方に中層住宅地区というものがございまして、それから、南の方は低層住宅地区と、2つの地区にこの中で分かれております。それから、その中に補助第215号線、都市計画道路がこの中を通っているというものでございまして、こういう地域での地区計画ということでございまして、</p> <p>中にA4の裏表の地区施設と裏に壁面の位置の制限というようなものが入っています。それは後でちょっと説明させていただきますが、その前に見開きの「地区計画のあらまし」という表題になっているところでございまして、名称のところから始まりますが、名称、位置、それから面積は記載のとおりでございまして、</p> <p>こちらの地区計画の目標ということで、地域的には京王井の頭線浜田山駅から200メートル南西に位置し、避難場所に指定されています。区画整理事業ということで、今回、ここでの目標ですが、土地区画整理事業の施行にあわせて地区計画を決定して、避難場所としての機能及び避難路の確保を図るとともに、防災、減災に配</p>

慮し、周辺地域と調和した緑豊かな良好な低中層市街地の形成を目指す、これが目標ということでございます。

土地利用の方針でございますが、この辺はまとまりのある既存の樹林地、外部、外周部の並木などを保全しまして、災害時における有効な防災機能の確保に努めつつ、緑豊かな住環境の形成を図るため、地区を「低層住宅地区」と「中層住宅地区」に分けて、それぞれにふさわしい土地利用を誘導するという事で、先ほどの北側の方が中層で、南の方は低層となっております。それで、低層住宅地域にはどんなことをするかということになりますと、「戸建て住宅を中心とした、緑豊かな低層住宅地として、良好な住環境の維持・保全を図る」。それから、中層住宅地区でございますが、「周辺地域と調和した中層住宅地として、良好な住環境の維持・保全を図る」ということでございます。

地区施設の整備の方針ですが、4点ほどございまして、樹林地の維持・保全ということ、それから地区外周部に並木がありますので、それを保全するという事と歩道状空地を確保するという事です。それから3番目ですが、地区の東西に連絡する道路・通路等の基盤整備を行って、周辺を含めた道路ネットワークと災害時の避難路の形成を図るということです。それから、4番目は魅力的な町並みづくりに配慮した区画道路の整備を図るということでございます。

それから、建築物等の整備の方針ということで、最初の方に書き出しがありますが、低層住宅地区に2点、それから中層住宅地区について3点記載がございまして、低層住宅地区につきましては、1つは敷地の細分化を防止し、ゆとりある住環境を確保するため、建築物の敷地面積の最低限を定めるということでございます。それから、戸建て住宅における、緑豊かで快適な住環境を確保するため、壁面線の位置の制限を定める。それから、中層の方につきましては、敷地面積の最低限を定めるということと、壁面線の位置の制限を定める、それから高さの制限を定めるということでございます。

もう1枚のA4の裏表の方の資料でご説明をさせていただきます。

「地区施設」という記載のある方を見ていただきたいと思っております。これにつきまして、今、具体的にどのような地区施設を計画をするかということで、記載がありますように、1つは区画道路が1号から6号まで、これは幅員6メートルを、特に南の低層側の方につくるというものでございます。それから、北の方ですが、1番から4番まで、東西を抜くような通路をつくるということです。真ん中には都市計画道路ができます。それから歩道状空地、幅員3.5メートルということで、これ

は今回の西側の公園1号以外の部分のほとんど全域に、周辺に歩道状空地、幅員3.5メートルのものを設置をするという計画です。それから、南の方で公園が2号、3号、それから西側にあります公園1号という形で地区施設を設定するというものでございます。

建築物等に関する事項ということで、低層住宅地区と中層住宅地区と規模の記載がありますが、敷地面積の最低限度については、低層の方は150平方メートル、それから、中層の方は1,000平方メートルということで、一つの建物に対する敷地面積がこれ以上でなければいけないというものでございます。それから、壁面線の位置の制限ということがあります。それから、高さにつきましては、低層の方については書いてありませんが、これは第一種低層住居専用地域でございますので、都市計画で決まりがあります10メートルということで、記載がございません。それから、中層住宅地区につきましては、高さ制限は20メートルということでございます。それから、建物の形態、色彩その他の意匠の制限とか、垣又はさくの構造の制限というようなものがございます。

先ほどのA4の裏の方に壁面線の位置の制限というものがございます。これにつきましては丸の点々とか四角い点々、それから網かけというようなものがございしますが、まず、南側の方の低層の地区につきましては、網がかかっておりまして、凡例を見ていただくとわかるとおり、敷地の境界線からの壁面線の位置は1メートル以上離しなさいという規定です。それから、丸の点々のところは北の中層住宅地区ですが、これは都市計画道路の境界線から壁面の位置を1メートル以上離しなさいという壁面線の規定でございます。それから、四角い点々がこの地区の周りの道路、先ほどの歩道状空地の方の周りになると思いますが、その部分からは建物の距離を4メートル以上離しなさいという規定でございます。それから、一番下の粗い網かけになりますが、上の方の一番北、京王井の頭線側になります。そのところに網かけになっていますが、そちら側については道路境界から壁面線の位置として建物を10メートル以上離しなさい、こういう計画でございます。

このような形で地区計画が定められた地区での計画ということでございまして、それにのっとった形で計画がされたということで、報告をさせていただきます。

では、次に私の方から、一定規模以上の開発事業等の報告（建築物の建設）というものについてご説明をさせていただきます。

今回、1万平方メートル以上というもので、A、B、C、D、E棟ということで、配置図は後でご説明をさせていただきますが、5棟がございまして、敷地住居表



示、それから地域・地区、これは先ほど説明したとおり、高井戸東一丁目地区地区計画区域内ということで、用途地域は第一種中高層、建ぺい率60%、容積率150%、それから準防火、第二種高度ということでございます。それぞれの建物ごとに敷地面積が決まっております、用途が今回の共同住宅で戸数の記載があります。それから、構造は鉄筋コンクリート造でございます。規模につきましては、それぞれ全部が6階ではないと思いますが、地上6階建てで地下1階でございます。建築面積は記載のとおりでございます。延べ面積も記載のとおり。それから、高さについては19.97メートルということで、これは20メートル以下ということでございます。それから、予定工期、着工、竣工、これはそれぞれの棟ごとに少しずつ来ています。建築主についてはすべて同じ建築主でございます。

それから経過ですが、区の「まちづくり条例」、3,000平方メートル以上になりますので、そういう手続、それから中高層、これは1万平方メートルを超えていますので、東京都の関係の「中高層の紛争予防条例」の対象になります。それから、建築確認は記載のとおりのおりにしております。

それでは、次の1つめくっていただきますと、上の方に2番という記載があります。A3紙を開いていただくと、横ではなく縦になりますので、見ていただきますと、先ほどご説明したように、地区計画地区の中でこのような配置をされているということで、今回、ご報告させていただきますのが上の方になります。一番上の方にありますA棟を見ていただきますと、それに高さの記載がありますが、A棟で一番南の方は6階建てで、北側に行って3階建てということで、少し下がっているような形です。

それからB棟が、今度は東側にあります。これについてもこういうような形で、真ん中の都市計画道路の側に入り口に入ることになるのでしょうか、コ型に囲われたようなタイプです。このB棟についても一番南の方では6階建てですが、北の方には4階建てとか3階建てという、道路側については下がっているような形です。

それから、C棟につきましてもコ型に囲われたタイプになると思いますが、これは大体南の方に寄っていますので、大体のところは6階建て、一部4階建て、3階建ての部分があります。

それからD棟、今度は右側の方になります。これも同じような囲われた形で、記載が一部、北にないところがございます。これは6階建てです。ほとんどが6階建てのものになります。

それからE棟ということで、これは大体全部が囲われたような形に見えますが、中に一部で出入りができるようになっていて、これは6階建て以外のところも、少し低いところもございます。こういう形で配置をされています。

それから南の方ですが、これにつきましては現在、規模的には1万平方メートルないということで、まだ建築確認もおりていない状況で、現在のところ、こういうような配置の計画をされています。D棟のすぐ南側については、FとかG 1、G 2棟という3棟が別々にあるような形で、さらに南の方に行きますとH棟とかI棟というようなことであります。

それから、円弧を描いているような道路の部分につきましては、これから計画になりますが、この辺に戸建て住宅が建つ予定でございまして、まだどのような配列になるか、道路に沿って配置されると思いますが、こういうような形になります。

それで、今、上のA、B、C、D、E棟までの間にちょっと色が塗られているところが東西に抜ける通路になっています。それが4カ所ございまして、上の方のB棟とD棟の間とか、C棟とかE棟の間は幅員6メートルで抜けられるものがあります。それから、南の方のE棟、D棟の南になるところが、幅員12メートルで抜けられる通路というものが設定されています。それから、真ん中のところが都市計画道路、補助215号線、幅員16メートルがあります。こういう形で配置をされています。

それから、この絵でいきますとそれぞれの建物の周り、道路のぐるっと周りに網かけをされているところがございまして、これが敷地内歩道ということで、幅員3.5メートルの敷地内歩道を設置する、こういう計画になったものでございます。具体的にはこういう形で計画をされています。

次に、上の方にA 1とかA 2という表現がございまして、先ほどご説明したA棟から最後のE棟までごとのそれぞれの概要と、2枚目のA 2を見ていただきますと、それぞれの配置図です。もう少し詳細な配置図というものがあります。それを見ていただくとA 1、A 2。それから、B 1につきましても同じようなもので、それぞれB 1は概要図ですが、B 2については配置図になっています。それから、C棟についてもC 1、C 2ということで配置図がC 2の方についています。それから、D 1はD棟の概要とD 2につきましては配置図でございまして。こういう形で中庭があるような形の建物がある。それから最後ですが、E棟については概要と、それからE 2については、これも同じような形で中庭形式のような形の建物の配置ということで、以上、5棟の建物が今回1万平方メートル以上ということで、建築の関係のご報告をさせていただきました。

<p>みどり公園 課 長</p>	<p>私から、引き続き、ただいまの計画に関連します緑化についてご報告させていた        だきます。</p> <p>初めに、資料をご覧いただきたいと思います。資料に表紙がございまして、1ペ        ージから14ページまででございます。</p> <p>この表紙の中に2カ所訂正箇所がございます。初めに訂正の部分をお願いしたい        と思います。</p> <p>資料が細かくて恐縮でございますけれども、場所は一番左の欄の項目別のところ        を見ていただきまして、上から所在地、敷地面積、建築面積、基準接道部緑化延        長、計画接道部緑化延長、その下のところです。基準緑地面積（計算式）、この欄        の右の方、D棟とE棟、DとEの欄を見ていただきまして、その欄の上から5行目        の計算式、「<math>(89.86-61.02) \times 0.3=8.65\text{m}^2</math>」という式があると思います。この括        弧の最初の「89.86」は「89.85」の誤りです。申しわけございません。訂正をお願        いいたします。それからもう一つ、その右の欄のE棟の同じ欄、同じ5行目、        「<math>(104.71-96.57)</math>」、この中の「104.71」が「104.69」の誤りでございま        す。申しわけございません、この2カ所、訂正をお願いしたいと思います。計算した結果        は変わりませんので同じでございます。</p> <p>緑化につきましては、敷地面積が3,000平方メートルを超える建築計画に伴う緑化        計画についてご報告してございますので、今回、A棟からE棟まですべて該当いた        します。ということで、あわせてご説明させていただきます。</p> <p>初めに接道部緑化延長でございますけれども、この表紙をご覧いただきたいと思        います。項目の欄、上から4と5行目に基準と計画の接道部緑化延長をそれぞれ記        載してございます。見ていただくとおわかりのように、D棟とE棟で接道部の基準        を下回った延長になってございますけれども、その分、緑地面積で不足分を補った        計画となっております。それが、先ほどちょっと訂正部分がございましたけれど        も、代替の緑地面積の部分でございます。</p> <p>また、次に緑地面積、その下に基準緑地面積と計画緑地面積を出してございま        す。これはC棟のところでは基準を下回ってございます。この理由でございますけれ        ども、地下に駐車場がございます。それに伴う人工地盤の緑化が多くなっている        ということで基準を下回っています。ただし、A棟とC棟については、実は緑化計画        を受理した日付が今年の「杉並区みどりの条例」の改正施行前の受理でございま        す。この条例改正に伴いまして、それまでは自然地盤のみの緑地面積を基準にいた        しましたけれども、その後、最近の傾向として人工地盤、あるいはどうしても地盤</p>
----------------------	--

の上の緑化が困難な場合、屋上緑化等を積極的に進めてございますので、その後はそういったものも算定できるというような基準になってございます。そういったことで、このC棟は旧基準では満たしてございませぬけれども、新基準を見てみますと、合わせたものは基準を満たしているというような計画になっているところでございます。

続きまして、樹木の本数でございませぬけれども、その下の欄にそれぞれ緑化調整基準による基準の樹木本数、計画樹木本数を記載してございます。これはそれぞれ高木、中木、低木と換算いたしますけれども、不足分をそれぞれの間で高木、中木とみなすことができます。そのように換算いたしまして基準を満たした計画となっております。

資料を1枚おめくりいただいて、1ページのところに緑化の考え方を記載してございます。全体は既存の樹木を保全した計画となっております。また、本年3月にはこの計画区域、資料の1ページの右下の方に記載してございませぬけれども、この緑を保全するために、「都市緑地法」に基づく制度でございませぬ緑地協定が締結されています。例えば開発事業者が1人協定という形で結んでございませぬけれども、居住者が2名以上になってまいりますと、自動的にそちらに継承していくという形の制度で、区内では初めて緑地協定が結ばれるというような地域でございませぬ。

2ページをご覧いただきたいと思っております。ここは旧企業のグラウンドでございませぬけれども、こちらに計画前のグラウンドの時代の上空から見た写真とただいまの計画を、左右で見比べられる資料をおつけしてございます。この計画地は、ただいま建築の計画の説明がありましたけれども、それ以外に先ほど地区計画の説明をさせていただきました。その中で「公園」という言葉が出てきたと思っております。この資料の右側の計画の赤い点線で囲った部分、計画地の南側は2・3号公園となっております。それと西側、道路を挟んだところに三角形で1号公園と、大きな樹林がございませぬ。この部分につきましては、計画地と一体的に既存の緑を保全した、先ほどの地区計画の地区施設でございませぬ公園が整備される予定でございませぬ。

この公園につきましては資料の一番最後、13ページ、14ページに資料をおつけしてございます。1号、2号、3号を合わせまして約1.7ヘクタール余りの既存の緑を保全しました公園が、将来、区立公園になってまいります。区にこの1.7ヘクタール余りが帰属されて、それが公園として、これは基本的には区が管理していくというような部分で、非常に貴重な緑が提供されるというような計画になってございませぬ。

<p>環境課長</p>	<p>す。</p> <p>それから、資料の3ページから12ページについては、A棟からE棟まで、それぞれ各棟の緑化の考え方、案内図、それから、それぞれの個別の拡大した緑化計画図をつけてございます。いずれもまず既存の緑を保全した計画となっていることと、先ほど申しました人工地盤の緑化ですとか屋上緑化を可能な限り取り入れまして新しい緑の創出に努め、環境に配慮した計画となっているというところでございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p> <p>続きまして、同じく杉並高井戸計画の駐車場についてご報告いたします。</p> <p>本日、別に机上配付させていただいてございますけれども、実は昨日、届け出がされたものでございます。これは20台以上の駐車場につきましては、「環境確保条例」上の指定作業場の届け出が必要になってございますので、それに該当するものでございます。ちなみに、50台以上につきましては当審議会にご報告することになっているものでございます。</p> <p>表が左と右に2つに分かれてございますけれども、左側がA棟、C棟、E棟に係る駐車場の届け出でございます。このA、C、Eにつきましては地下駐車場ですけれども、地下通路でつながってございますので、それぞれ一体のものという形で届け出がされているものでございます。それから、B棟とD棟につきましても地下通路でつながってございますので、一体の届け出がされているものでございます。</p> <p>まず、A、C、Eの方でございます。収容台数が中ほどに記載してございますけれども、合わせて193台でございます。それぞれの内容につきましては、下に特記の欄がございます。A棟、それからC棟、E棟、それぞれ機械式駐車場と、それから平面のものという形になってございます。それから、同じく右側のB棟、D棟につきましても、収容台数が合わせて156台、それから、それぞれの内訳については特記の欄に記載してございます。それぞれ、アイドリングストップ看板の設置をしていただきまして、それから、ミラーあるいは消火設備等の設置をしていただくものでございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>わかりました。</p> <p>では、最初に今説明がありました地区計画につきまして、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>T委員、どうぞ。</p>

T 委員	<p>地区計画の概要の中開きの左側の土地利用の方針で、低層部分の利用の仕方が「戸建て住宅を中心とした」と書いてありますね。配置図等でこれからの計画の出てくるものによると、3階建てとなっているわけです。この3階建ての部分が多分、この地区計画の低層住宅地区に入っているのではないかと思います、その点がどうなるのかということです。3階建てですから10メートルはクリアするのかもしれませんが、戸建てというところについては、これはどう見ても集合住宅に見えるので、どういう計画になるのかというのが1点です。</p> <p>それから、同じくこの低層住宅地域に公園の計画で、公園の1号から3号まで入っていますが、これが区に移管されて区立の公園になるというところと、この中に一括して戸建て低層区域という地区計画に取りまとめであるというところで、将来、区立の公園にした後、また低層住宅地に変えるという可能性があるのかどうか、そんなことはないだろうと思いますがけれども、どういう理解をすればいいのかということが2点目です。</p> <p>それから、もう1点はちょっと話が広くなり過ぎるかと思いますが、ここの地域は親水空間云々とどこかに書いてありましたね。13ページの概況で、「移管される公園予定地周辺の神田川流域は区のマスタープランで、「みどりと水の空間軸」として、歩行者や自転車のための安全で快適な歩行者空間ネットワークの形成をはかる地域として位置づけられて」いるということで、大変すばらしいことだなと思っています。</p> <p>それで、つきましてはこの公園1号、2号、3号というのは神田川と、残念ながら直接的にかかわっていないんですね。この配置図に多少池がつくられているので、水は何かつくる計画のようなんですが、せつかく神田川があるので、ここに書いてあるように「みどりと水の空間軸」神田川流域と、こういう形にぜひぜひ持っていっただけのようにお願いをしたいと思います。</p> <p>つきましては、この近くに、神田川沿いに郵政公社のグラウンドがあるんですね。あれはネットフェンスで囲って、実は立入禁止状況になっていまして、旧郵政ですからいろいろと検討を重ねていって、あのネットフェンスは撤去して神田川と一体にすれば、非常にすばらしいここに書いてある「みどりと水の空間軸」ができるんじゃないかと思うので、この辺をぜひ積極的にご検討、配慮をお願いしたい、このように思う次第でございます。</p> <p>以上です。</p>
会長	では、最後のは要望も含めてでございますので、特に最初の1番目と2番目につ

<p>建築課長</p>	<p>いてお願いいたします。</p> <p>ご指摘のとおり、今回の2番目のページが打ってあります配置図を見ていただきますと、この絵でいきますと南側の方のところで、確かに低層住宅地区につきましては、方針としては戸建て住宅中心と書いてあります。今、その計画がここでは書いてありませんが、道路が弧を描いたようなところに配置をされていくのが1つあります。それ以外のところの、F棟とかG棟、それからH棟、I棟ということていきますと、これは戸建てではございませんで、いわゆる共同住宅は3階建てということで、10メートルを超えない3階建ての建物ができるということです。戸数からいくと戸建ての方が少ないと思いますが、面積等を考えれば、戸建てが大きい面積を占めるような計画ということで、計画をされているということでございます。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>では、私から公園でございますけれども、公園2号、3号につきまして、今ご指摘がありましたように、これが将来的には区立公園になります。それがまた、例えばここに戸建ての住宅が建つですとか、そういったことはございませんで、これは将来的にも公園で存続するというような計画でございます。</p> <p>また、緑の計画でございますけれども、確かにマスタープランでこういった位置づけがあって、神田川沿いは、委員ご指摘のように、ここも企業のグラウンドでございましたし、実はこの東側にも、旧企業のグラウンドの跡を柏の宮公園としたものがございます。それからまた、川を挟みますと塚山公園、これも昔は国有地でございました。</p> <p>そういったことで、なかなか一遍にはまた整備できませんけれども、機会をとらえて拠点を整備して、高井戸地域は非常に公園緑地が多い地域でございます。ただ、そうはいいまして、先ほども言いましたように私ども公園緑地の担当としましては、さらに機会をとらえて緑を保全し、また創出していきたいなと思っております。それはまた、区全体の計画でもございますので、今、お約束はできませんけれども、そういった思いでこれからまた進めていきたいと思っております。</p>
<p>丸田会長</p>	<p>よろしゅうございますか。</p>
<p>N委員</p>	<p>では、N委員、どうぞ。</p> <p>2つありまして、1つは一定規模以上の開発等に係る報告の都市整備部みどり公園課の方の1ページ目のところに、緑化調整基準による計画樹木本数というところで、低木の不足分は高木に換算する、高木1本当たりが低木20本と、このように簡単に書いていいのかなと思いました。低木と高木の基準があるということは、この土地に対してこれだけは緑化には必要だよという基準だと思われるんですが、それ</p>

<p>みどり公園 課長</p>	<p>がなぜ換算して、計画の方ではかえてしまっているのかということを知りたいということと、低木は低木の役割があるだろうにと私は思うんですけども、高木にかえてしまっている環境的には何ら影響なしと考えられるのかということをお聞かせください。</p> <p>それともう一つは、既存の緑を大事にすると書いてありまして、いろいろなところに出てきているんですが、実は私はこの一番南側のところにレンゲとかヒガンバナの自生をしていたのを時々見に行っていたんですね。緑地というのは木を植えるだけじゃなくて、床の部分といいますか、小さな野生の草花というのが土を守っているんだと私は考えているんですが、この部分は残しますよということで公園部分が示されていますけれども、その緑というのはどういうふうに変えられてしまうだろうというのが、ちょっと不安に思っています。</p> <p>といいますのも、西側も大変自生の部分が多くて、地元の自然を大事にされたり、そういう観察をされている方もとても大事にされているスペースですので、ここをどのように守っていかれるのかということをお聞かせください。</p> <p>先ほどの初めのご質問の緑化調整基準の高木、中木、低木の本数でございますけれども、委員ご指摘のとおり、基本的には高木、中木、低木、それぞれその緑地面積ごとに基準の本数がありまして、それを満たしていただくということが原則でございます。それに従って私どもは計画を指導しているところでございますけれども、ただ、さまざまな立地の条件によりまして、余りにも高木が入りづらいですとか、いろんな状況がございます。</p> <p>そうしたときに、今、この記載はコンパクトにまとめていますので、簡単に「高木1本＝低木20本」というような記載をしてございますけれども、これは要するに基準でございまして、1本が20本として換算するという基準を高木、中木、低木の間で決めてございます。それを記載しているところでございまして、安易に高木を低木にかえるとか、そういったことではございません。それぞれの敷地のところで可能な限り原則を守っていただいて、どうしてもそれが満たされない場合には、それぞれ別の形で換算していただく。もちろん、高木、中木、低木、それぞれ役割がございますので、性格だとか、そういうことも考慮しながら計画の指導をさせていただいているというところでございます。</p> <p>それから、確かに委員ご指摘のとおり、ここには草花を中心に野草とか貴重種がございます。それはすべて調査はしてございます。開設される公園は、どなたも入っていけるようにといいますか、中も散策できるんですけども、例えばこの1号</p>
---------------------	---



	<p>の、いわゆる「三井の森」と呼ばれていますところには、かなりの貴重種もあります。貴重種が残されているところは、積極的に保全するといいますか、先ほど委員のお話にもありました柏の宮公園などでも、ボランティアで活動されている、非常に草花に造詣が深い方々がたくさんおられますので、そういった方のご意見もいただきながら、貴重種については、そこで無理な場合には一時的にでも移植して別の場所に植えるとか、そういったことで可能な限り保全するようにはしてございます。</p> <p>ただ、大きな樹木については、1本1本樹木診断していきますと、どうしても中が腐っていて危険といったものも見受けられますので、そういったものについては撤去もごさいますけれども、健全なものについては、可能な限りそこで、あるいはその場所で、あるいは移植してというような形で保全していく計画をしているところでございます。</p>
丸田会長	<p>よろしいですか。</p> <p>では、V委員。</p>
V委員	<p>先ほどT委員が質問した件と絡んでいるんですけども、先ほどの高井戸東一丁目地区地区計画の概要で、低層部分の利用計画が「戸建て住宅を中心とした、緑豊かな低層住宅地として」ということで書いてありますけれども、実際に、今、これを見ますと、おおよそ半分ぐらいが中層住宅というふうに解釈すべきだと思いますので、これはどの程度縛りがとれるのか、その辺を後でお聞かせ願いたいというのが1点と、それともう一つ、今、こちらの計画の中で、地下で駐車場がつながっているというふうに理解すればいいんでしょうか。そのときに、確認申請書は、建物部分が一体となっているのか、左右とも一緒なのか、計画道路で挟まれているので右左が別なのか。</p> <p>そのときに、例えば日影をチェックしますと、多分C棟が6階建てですから、普通だとA棟に日影を落としてしまっただけで日照の障害が当然起こると考えられるので、とても緩和されていると思うんですね。その辺は実際にA棟に対して、通常だったらあり得ない計画ですので、状況からいえば、優良な住宅地だったら本当はもっと規制を厳しくしてもいいのではないかと感じました。ですから、日影図を見せていただいたらどんなふうになっているのかわかるので、見せていただければと思います。</p> <p>それと、緑化の方で、表紙の数字の訂正がありましたけれども、さっき説明がなかった点で、計画緑地面積のところ、実際にAが2,106.97平方メートルになっていますけれども、これは3,402.63平方メートル、それからCが832.03平方メートル</p>

<p>建築課長</p>	<p>ですが、これは1,799.19平方メートルが正しい数値だと思いますが、これについては電話で申し入れしている内容です。</p> <p>それと、今、公園の話が出ていましたけれども、実は1号公園、2号公園、3号公園というのは、道路で分断されてしまっていますよね。それで、隣の柏の宮というお話も出ましたけれども、できればこれだけの計画ですので、動物に対しても少し考慮した道路を横断できる形の、ボックスカルバートまでいかなくても、カルバートのようなものが通れば、例えばタヌキ、それから、ヘビだとかカエルだとか、もし移動するとすれば道路を横断しなくても済むようなアンダーパスをつくってあげれば可能だと思いますので、こんな計画のときに、そんなこともちょっと今からだったらできるんじゃないかと思うので、ぜひ先進的に動植物を守ることということで、ご検討いただけたらと思います。3号のちょうど北側でつなげれば、柏の宮の緑にちょうどつながると思いますので、その辺もぜひこういう場で意見を言わせていただいて、前向きに考えていただけたらなと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは、2点、私の方にございました、まず1つは、確かに低層住宅地区は「戸建て住宅を中心とした、緑豊かな」という記載がございまして、精神としてはそういうことではありますが、実際、これを地区計画に基づく条例で運用しています。これは「建築基準法」の関係規定になるということで、特にそういう記載、そういう制限としてはなかなか難しく、あるのは、先ほどご説明した、1つは敷地面積の最低限度が決められるということで、こちらの低層の方は、どんなに細かくしても150平方メートル以上にしなければいけない。実際、戸建てであれば、これ以上切れない。当然、今回の共同住宅の部分はかなり大きい敷地になっていると思いますけれども、それから壁面線の規定があります。それから、こちらは一低層なので高さの規定がございませんで、その辺が特に方針に合うかどうかという、その辺は具体的な規制としてはなかなか難しいと思います。</p> <p>それからもう1点、先ほどこの配置図の西側の方と東側の方で、西側の方が縦にA、C、Eというふうに分かれています。それから、東側がB、Dということで、これは「建築基準法」の法律上できるやり方として東側の一角と西側の一角3棟、西側でいくとA、C、E、これを1つの敷地とみなすやり方で、それぞれの敷地、複数の棟を1つの敷地としてみなしていいという「建築基準法」上の規定がございまして、ただ、日影については複合で周辺に対しては、本来なら敷地別々で日影規制がかかりますので、中に対しては日影規制が緩くなるかもしれませんけれど</p>
-------------	---

<p>みどり公園 課 長</p>	<p>も、3棟をまとめて周辺に対する日影をかけ合いますので、そういう点では厳しくなります。扱いとしてそういうやり方で、A、C、Eと、それからB、Dを、1つの敷地としてみなして、中での日影規制等は緩和されるような認定制度があります。</p> <p>先ほど申しあげましたように、1万平方メートルを超えていますので、すべて東京都がやっています。杉並区ではありませんので、日影図等も区ではわかっていません。</p> <p>以上です。</p> <p>私から、先ほどの表紙の計画緑地面積の数値でございますけれども、A棟とC棟につきましては、この緑化計画を受理した時点が昨年の「みどりの条例」の施行、18年7月1日以前ということで、旧の基準で区分けさせていただいております。ということで、旧の基準と申しますのは自然地盤だけを緑地面積とみなすという基準でございますので、Aについては自然地盤が2,106.97平方メートル、Cにつきましても同じくその部分の832.03平方メートルと、ここで面積を記載させていただきます。</p> <p>B、D、Eについては新の基準で、それに人工地盤、屋上緑化といったものも加えて算定できるという基準でございます。その表の中の合計の面積のところの数値、Bについては3,008.02平方メートル、Dについては3,184.41平方メートル、Eについては1,997.28平方メートルと記載させていただきました。</p> <p>そんなことで、少しこの計画が長期にわたって、基準の変更のところを越えてございますので、昨年7月1日のところで区分けさせていただいたということでございます。</p> <p>それから、先ほど動物の移動につきましては、非常に貴重なご意見だと思います。ただ、公園だけのお話でもないので、そう簡単ではないと思いますけれども、研究させていただきたいと思っています。</p>
<p>会 長</p>	<p>ほかにもございますか。</p> <p>どうぞ、M委員。</p>
<p>M 委 員</p>	<p>先ほどもお話がありましたが、既存の樹木を維持するということが大きな一つの特徴になっている性格かと思うんです。ここの緑化計画の地図を見ますと、D棟の部分というのは、表紙のところを見ますと既存の樹木を随分たくさん保存するような計画になっているんですが、図面の方ではそれが読み取れないんです。もしこの図面のような形で既存の樹木が保存されないということでしたらば、これは区の方</p>

	<p>からきちんと指導して、確保していただけるものなのでしょうか。</p>
みどり公園 課 長	<p>資料10ページにD棟の部分の緑化計画図を載せてございます。この中で濃い緑の部分が既存の樹木になってございます。ここはちょうど東西には桜の並木、あるいは東側の方にはケヤキの並木がございまして、これはきちんと保全する計画になってございます。また、当然、そういった指導もしていくものでございます。</p>
M 委 員	<p>ほかの図面ですと結構個別に木の名前があって、保存とか書いてあったものから、心配になって伺いました。</p>
みどり公園 課 長	<p>失礼いたしました。</p>
会 長	<p>ほかに。どうぞ。</p>
N 委 員	<p>今回のこの計画で、3,000平方メートルを超えるものはこちらの審議会の方に報告していただけるということで、A棟、B棟、C棟、D棟、E棟、全部分かれて、全部3,000平方メートル以上だということだったんですが、緑地面積の算定とかでは合計した。例えばこの高井戸東一丁目31番のこの計画を一まとめとしては計算しないといいますが、すべて戸建てのA棟ならA棟の計算ですよ。これは何か私も全然わからないのでお聞きするんですけれども、それぞれの建物は別棟なので、こういう計算方法をしなければいけないということなのか、それとも全部一つの建築物と考えて、その敷地の中の緑地の面積というのはまた別に基準があるのか教えてください。</p>
みどり公園 課 長	<p>これは確かに考え方がありまして、私どもが少し悩んだのは、計画全体をやっぱり一括してご説明した方がいいのかということです。ただ、これは長期の計画になりますので、ある程度まとまったところで、適切な時期にご報告した方がいいかなということで、計画自体、A棟、B棟といった固まりで出てまいりますので、それぞれの基準もそれぞれに照らし合わせて緑化基準を見ています。それが個別に基準が満たされていけば、トータルとしても当然満たされているというようなことでございます。ほぼ北側のAからEのところは固まって出てまいりましたので、ある程度全体像をつかめつつも、また個別の詳細の計画もご報告できるというような段階で、建築の計画とあわせてご報告させていただいたというところでございます。</p>
会 長	<p>では、まだおありかもしれませんが、次の議題もございまして、こころ辺で終わりにさせていただきますが、私の方から3点ほど申し上げます。</p> <p>1つは、ここの建築物は、建築学会からのそういう環境評価とか認定を受けたものなのか、そうでないのか。</p>

	<p>それから2点目は、先ほどから高木についての危惧がございましたけれども、緑化計画の2ページ目の図面を比較していて気がつくのは、本当に全部、高木が大木を含めて保護されているのか否なのか。それで、公共事業ですと毎木調査、現在ある樹木にナンバリングして、これはそのまま現地で保護する、あるいはこれは移植する、それから、これは病虫害の害が多いからこの場で伐採する、いろいろ区分けしてナンバリングを何本もあつたつて全部やりますよね。この場合だと全体の姿が見えないんですね。ここに何本樹木があつて、それを何本保護してとか移植してとか、その辺はどうなんですか。民間サイドの作業の態度にもよるわけなんですけれども、課長の方で押さえられていたら、その辺を。</p> <p>それから3点目は、せっかく「みどりの条例」が改定されているわけなんですけれども、そういう区の「みどりの条例」関連で、今回のこの高井戸の計画に当たって、条例を駆使してここを保護するとか、ここを緑化の保全地域にするとか、いろいろアイデアは考えられるわけなんですけれども、それを考えて保護されているかどうかということです。</p> <p>その3点だけ、お願いします。</p>
<p>建築課長</p>	<p>建築学会の環境評価ということだと思いますが、私どもはそれを確認していませんので、申請側に確認をしてみたいと思います。されているかどうかはちょっとわかりません。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>先ほどの会長の1点で、1つは樹木については1本1本すべて樹木診断を行っていきまして、腐朽、腐敗が進んでいるとか病気ですとか、そういったものは状態の悪いものも把握してございますし、それから既存の樹木、その場で生かせないものについては、場内での移植というようなことも考えております。それぞれ1本1本の樹木の状態を調査して、その診断に基づいて保全に努めているというようなところでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>それから、条例にかかわるところでございますけれども、条例の中のこれというところの保全に関する条文はございませんが、先ほど申しました「都市緑地法」に基づく緑地協定、これは区内では初めてここで締結しています。今は事業者の1人協定でございますけれども、これが将来、居住者にも引き継がれるという協定になってございますので、この緑の保全については、そういったある一定の担保ができるのかなという段階でございます。</p> <p>面積が大規模で、どうしても緑というものの1本1本の質がかなりいいものがあるけれども、何か全体に薄められてしまうところがあると思いますので、そこら辺はき</p>

	<p>つちりとやっていたきたいと思います。</p> <p>では、一定規模以上の開発等に関する報告で、「堀ノ内1丁目プロジェクト」について説明してください。</p> <p>引き続きご説明させていただきます。</p> <p>敷地面積3,000平方メートル以上の建築計画に伴う緑化計画ということで、今回、もう1件ございます。ただいまございました「(仮称)堀ノ内1丁目プロジェクト」でございます。資料の方をご覧いただきたいと思います。</p> <p>所在は堀ノ内一丁目6番1号。</p> <p>資料表紙に記載してございますとおり、こちらにつきましては接道部の緑化延長、緑地面積、樹木本数、いずれも基準を満たしてございます。なお、建ぺい率につきましては当該地は角地となるために、10%の加算がされているというような状況でございます。</p> <p>1枚めくっていただきまして、資料の1ページに緑化の考え方と案内図をつけてございます。現地は環状七号線西側、方南通り北側に面した敷地面積3,005.83平方メートルの土地でございます。</p> <p>2ページ目にA3判で現況図をつけてございます。現況は自動車会社の販売店の跡というような形になってございます。</p> <p>3ページ目に緑化計画図を添付してございます。今回の共同住宅への建てかえに伴いまして、敷地内の緑が増える環境に配慮した計画となっているというところでございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
みどり公園 課長	<p>では、ご質問、ご意見がありましたらどうぞ。</p> <p>どうぞ、N委員。</p>
丸田会長	<p>心配性なのかもしれないんですけども、基準と計画の本数が全くぴたっと一緒なんです、すぐにだめになる木もないという前提でももちろんあるんでしょうけれども、早いうちにもしこれがだめになった場合は、もう基準から下回ってもいいんだよというところなんですか。余りにぎりぎりで、いいんでしょうかというふうに思うんですが。</p>
みどり公園 課長	<p>区としましては、できればすぐ枯れた場合には補植していただく、新しく植えていただくということを望むわけですけども、実際、そこまでなかなか強制的にとするのは難しいところです。ただ、そういったお願いはしていきたいと思います。公共施設等ですと、工事が終わってから1年程度の間枯れたものについては、き</p>

丸田 会長	<p>ちっと植えかえる制度もございますが、一般の計画につきましては、強制力はないですが、きちんとそういった指導はさせていただきたいと思います。</p> <p>他にございますか。よろしいですか。</p> <p>どうもご熱心にご意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>続きまして、継続議題であります「一般廃棄物処理基本計画の改定について」、本日は「清掃事業における区民、事業者、区の役割と協働について」ということでございます。清掃管理課長、随分長い間お待たせいたしました。よろしくお願ひします。時間が押してまして、1時間は無理だと思いますけれども、40分ぐらいはやりましょうか。</p> <p>では、課長、お願いします。</p>
清掃管理課長	<p>長時間のご審議、ありがとうございます。もう少しよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>一般廃棄物の処理基本計画ということで、前回の4月10日の審議会におきましては、これまでの審議経過につきまして中間のまとめをお願ひし、それから、費用負担等のあり方についてのご審議をいただいたところでございます。既に各委員の皆様には中間のまとめをご送付させていただいていると思ひます。それについて、若干初めに改正点等のご説明をさせていただきたいと思ひます。</p> <p>「中間のまとめ」という資料をご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>1枚開いていただきますと、中間のまとめということで「はじめに」というところから入っております。この点については、環境が大きく変化、変動云々というようなところがございます。字句について訂正をさせていただいているところでございます。</p> <p>それから、2番目のところでは、現計画と将来目標について記載が混在しているというご指摘がございましたので、2番として現在の基本計画の重点目標をあらわし、それから3番として目標達成に向けたこれまでの取組状況と課題というふうに整理をさせていただきました。</p> <p>ページ4ページの方をお開きいただきたいと思ひます。</p> <p>「(2)事業者への働きかけ」という中では、事業者という用語の定義についていろいろと混乱があるというところがございますので、それぞれ事業者の二面性といひますか、そちらの方の記載を追加させていただいたところでございます。</p> <p>5ページでは、新たにこれまでの2の(2)から分離いたしまして、「杉並区のとるべき方向性」という形で整理をさせていただいたところでございます。「環境に配慮した」</p>

云々というところも文言の整理をさせていただきました。

6ページに「今後検討すべき重要課題」ということで、これまでご審議いただきましたごみゼロに向けた取組ということについて、整理をさせていただいております。こちらでも事業系のごみについての記載を整理させていただいているところです。

8ページの方をご覧いただきたいと思います。

「家庭ごみの有料化と戸別収集」のところでございます。こちらについては多くの意見をいただいたところでございました。国の方針等を追加すべきであるということ、それから、現在、杉並区で取り組んでいるところのレジ袋の有料化等の取り組みは、こうしたインセンティブはごみ減量に対して有効な手段であるということについて書き込みをなさいたいというようなご意見があったと思いますので、そちらについて追加記載をさせていただいております。また、この項の最後の方では、有料化の実施について慎重に検討を行い、実施していくことが必要というような形で、整理をさせていただいております。

それから、9ページにつきましては、(5)のところですが、3R活動につきまして、事業系のISO14001等について、もっと簡易版のというようなご指摘もございましたので、その辺のところを整理させていただいたところでございます。

以上が、大変雑駁ではございますが、これまでご議論をいただき、前回、皆さんにいただいた意見を、中間のまとめとして整理をさせていただいたものでございます。一定のまとめということで対応させていただき、また、これらにつきましては、最終答申に向けての土台という扱いとさせていただきたいと存じます。

中間のまとめについては以上でございます。

それから、本日の議題でございますけれども、清掃事業における区民、事業者、区の役割分担と協働についてということについて、ご説明を申し上げたいと思います。また、有料化とか戸別収集については議論が尽くしていないところもあるかと思いますが、本日はこの新たな議題についてご審議、ご議論をいただきたいと思います。

本日お配りした資料、色刷りで漫画になったものがございます。1つは「区民・事業者・区 それぞれの役割と協働(1)」というのと「(2)」というのが、事前にお送りした資料の中に入っていると思います。ご確認させていただいて、もしないようでしたらお手を挙げていただければ、係の職員がお持ちします。よろしいでしょうか。



では、ざっとこの資料についてご説明をさせていただきます。

まず、(1)の方です。これは現在の三者——排出者、杉並区、事業者、それぞれの役割、責任分野と共通の目標として、中央に図示しました「ごみを限りなくゼロにする社会」を構築するための三者が協働するトライアングルをイメージしたものです。

一つの例示でご説明をいたしますと、排出者につきましてはこれまでの議論でありました区民、事業者に分け、さらに区民の中でも戸建て、アパート、マンション、あるいは商店、学校、オフィスというような形で例示をさせていただいております。それぞれが行政回収とは別に集団回収であったり、フリーマーケット、自主ルートによる取り組みが進められているというところをあらわしています。区との関係の中では、分別の徹底やごみ減量の取り組みを行い、行政回収を通じて、ごみのリサイクルと適正処理を行っている図になっています。また、メーカーとの関係では、購入、消費活動を通じて簡易包装やリサイクルが容易な商品の開発を促す関係というのを表示させていただいているところです。

今回の「役割と協働」というところでは、協働というイメージがなかなか難しいのかなと思いますが、杉並区では自治基本条例でこのように定義をされております。課題解決に向け、「それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力して取り組むこと」としております。ここでも役割を分任して、そして力を合わせて課題解決に努力していく姿というのがうたわれているというふうに思います。「すぎなみ環境賞」で申し上げますと、薄着賞、厚着賞を区民が選定し、事業者に対して区が表彰する。そして、事業者は過剰包装を見直すきっかけとし、ダイエット賞へとつながる。三者が同じテーブルに着いて取り組み、着実に事業を進めていく、こういったような協働のイメージもあろうかと思います。

もう1枚の(2)の方をご覧いただきたいと思います。

それぞれの取組の内容についてあらわしたものです。本日は、この資料をベースにさせていただきまして、次の2点についてご審議をいただきたいと思います。

まず第1点目は、排出者としての区民・事業者の果たすべき期待される役割、事業者である生産者・販売者としての役割、拡大生産者責任を含めていかがか。それから杉並区の果たすべき役割について、現行の施策の拡大策であるとか新規の取り組みについて、ご意見を頂戴したいと考えております。

そして、第2点といたしましては、この二者あるいは三者で取り組む項目についてでございます。もとより三者は、完全に独立した存在ではなくて、相互に関係し

	<p>協調しているわけですが、議論を明確にする点からも各責任領域と協働の分野というのを分けてご議論いただければ、議論が明確になってくるかと思います。</p> <p>以上、駆け足でご説明を申し上げましたが、現在のこの役割と協働について、各委員の皆さんのご意見を頂戴したいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>わかりました。</p> <p>では、ご意見を中心にいただければと思います。よろしくお願いたします。どうぞ、お願いたします。</p> <p>K委員。</p>
<p>K 委 員</p>	<p>役割と協働という問題以前に、まず最初にご説明いただきました中間のまとめについて、これについて若干の希望なり意見なり、そういうことを申し上げてよろしいでしょうか。これに基づいて、できたら順番にやっていただいた方が、かなり効率的に出していただけるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願したいと思います。</p> <p>まず、3項目の「目標達成に向けてのこれまでの取組状況と課題」の中で、特に事業者がごみ減量のかぎになるということ強く(2)番の中で訴えておられるわけですが、すけれども、もちろんこれが大きなポイントであることは事実なんです、やはり消費者自身ももっとごみを減量していくという、主にそういうとらえ方というものを、どこかでもうちょっと強く訴えていく必要があるんじゃないかなという感じがしました。</p> <p>それから2点目に、例えば6ページのところで、ちょっとこの辺の表現はいかなものかなというところがあるわけですよ。例えばちょうど真ん中の方に、「①区民」というところがございますね。「過剰な包装やリサイクル困難な商品等を購入しない」。そうしたら、「リサイクル困難な商品」、例えば、陶器というものは買ってはいけないというとらえ方にもなりますから、「過大」なり「多重な包装は避け、環境に優しい簡易包装商品の購入」というぐらいにしておいた方が、この「商品等を購入しない」ということまで言い切るのはどうかなという感じがいたしました。</p> <p>それから、何カ所かにISO14001の問題が入っているわけなんですけれども、これにつきましては、前回、30社か40社ぐらい取っておられるんじゃないかなというようにお話がございましたが、ISOを取るということ自体、企業にとっては非常に金と労力と、それからいろんなものがかかっているわけですよ。それに対し</p>

	<p>て、取ったんだということをもう少し評価してあげて、それを私たち区民が応援していくという体制が必要じゃないかと私は考えております。</p> <p>具体的に言いますならば、例えばISOを取った企業のパンフレットをつくるのか、それから新たに18年度なら18年度、19年度なら19年度にISOを取った企業を、例えば「広報すぎなみ」の中で、「今回はこの企業とこの企業がISO14001を取りました」というような形で訴えてあげれば、私だったらISOを取った企業のものを買うというような形で、区民全体が努力している企業をバックアップしていくということが必要じゃないかなと感じました。</p> <p>また後で言いますけれども、とりあえず以上です。</p>
会 長	<p>事務局の方で後で整理されればよろしいんじゃないですか。また、次回は最終に向けてということで、もうちょっと個別的にずっと追ってやっていきますけれども、今日はまだパートナーシップというか、区民、事業者、区の役割と協働ということで中心にご討議願えればと思います。</p> <p>では、お願いいたします。</p>
N 委 員	<p>前回、H委員の方からちょっと初めて聞く勉強になるお話をお伺いしまして、結局、こういう認可を受けるのが難しくて、逆にできないところに対する啓蒙が不十分だということをおっしゃられたように記憶しているんですが、ちょうど今9ページに触れられていましたが、区の役割として、そういう認可を受けるのが難しい業者に対してどういう啓蒙をしていくのかということ、事業者に対しての啓蒙が大事だと書いてあるからには、これも含むべきじゃないのかなと思いました。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>ほかにありましたらお願いします。</p> <p>H委員、どうぞ。</p>
H 委 員	<p>今、ちょっとお話が出ましたISOの問題なんですけれども、先ほど40件ぐらい、前回、あるんじゃないかというお話だったんですけれども、ちょっと我々が聞いているよりも、もう少し少ないんじゃないかなと思うんです。ISOの認可を受けるのは大変な努力をしなければならぬし、費用も相当かかるわけですね。エコアクションの方は費用的にはそんなにかからないということを知っておるんですけれども、実態としては我々はよくわからないんですね。実際に、それを実施されている先について聞いてみたいと思うんですけれども、区役所の方でISOを取っていらっしゃるんですね。</p> <p>我々が聞いたり目にするのは、電気の節電の問題だとか水の問題だとか、いろいろ</p>

	<p>るなことは聞いているんですけども、実際に、それでは我々が検討しているごみの問題については、どの程度ISOによっているのか、また我々の方に聞かせていただいて、特に事業者に対する説明とか指導とか、そういうのはやってもらえるのかどうか。ここには評価とか書いてございませんので、どういうふうにしていくのがいいのか、ちょっと私としては判断しにくいんですけども、私の知っている先ではエコアクションをやっているんですね。だけれども、それではごみの問題がどの程度中に入り込まれているのか、その辺がよくわからないんです。区役所の方でこれからどうされるのかお聞きしたいんですが。</p> <p>ただいまISOとエコアクションについてのお尋ねがございましたので、ちょっとその件だけ触れさせていただきたいんですが、後ほどちょっとご説明しようかなと思ったんですが、ここに1枚、「省エネは区役所から」というポスターのチラシを置かせていただいております。これがISOの成果のポスターです。これは区役所の各施設に行きますと、もっと大きなポスターが今あちらこちらに掲示してございます。</p> <p>それで、ISOの場合は、こういう大きな項目だけしか記載してございませんけれども、電気、ガス、水道、用紙、ガソリン、それから廃棄物とございます。私どもは廃棄物、ごみについても減量に取り組んでおりまして、この成果と結果は余りよくはありませんけれども、これも大きな項目の一つになってございます。こういったものを区役所にいらっしゃる方にもわかるようにつくったポスターでございませぬ。</p> <p>それで、私どもの方で把握しているのは、ISOについては大体40件ということでございまして、エコアクションは比較的新しい仕組みですので、今、10件前後だと思えます。正確な数ではございませんけれども、こちらで把握しているのはそういった数になってございます。</p> <p>それから、事業者への説明ということで、エコアクションが中心になりますけれども、事業者の方に通知を差し上げまして、今、年に1回から2回ですけども、講習会もさせていただいているところでございます。</p>
<p>環境課長</p> <p>会長</p> <p>K委員</p>	<p>K委員。</p> <p>私が先ほどISOについてお話し申し上げたのは、実は杉並工業高校へ行って、校長とか副校長にいろいろお話をお聞きしたわけですけども、その中で、いわゆる都立高校としては初めてISOを取って、非常に生徒たちもそれに対して意欲を持って環境問題について取り組んでくれているんだということで、非常に喜んだご</p>

	<p>発言をいただいて、うれしいなと思ったわけなんです。そういうこと自体、私たち区民というのは全く知らないわけなんですよね。そうであれば、やっぱりもう少し何らかの形で区民の方に、あそこの学校はこんなに頑張っているんだというようなことをPRしてあげたら、取られる方も取った方も、励みになるんじゃないかなというようなことで、先ほどそんなことを申し上げたわけです。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、T委員、どうぞ。</p>
<p>T 委 員</p>	<p>今のエコアクションとISO14001の件なんですけど、今、こちらの各委員からのお話を伺っても、PRというか、区の方からそういう勉強会、説明会があるという内容の周知の仕方が大切だと思います。</p> <p>そこで必ずしもすぐに取り組まなければいけないということじゃなくて、その内容を理解していただければ、ここにも書いてありましたけれども、それなりに自分たちでその考え方、手順を活用できるというふうに理解することはできると私も思うんですよ。したがって、そういう意味合いで役に立つのだろうなと私は思っております。</p> <p>それと、ホームページ等で紹介をしていただくというのも、啓発の一方法かなと実は思っていますが、そういうような形で取り組んでいただけるということ、啓発していただけるんじゃないかなというふうに思いますし、我々としては、それが有効な方法なのかなと思いますので、その辺、ぜひお願いをしたいと思っております。</p>
<p>丸 田 会 長</p>	<p>先ほどから続いていますけれども、それは区の方の今後の取り組みということで、そういったことを推奨するんだけど、区の方も広報のみならず、援助というような範囲も考えながら積極的に進めていくというふうな書き方というか、それが出てくるんじゃないかと思うんですね。ですから、お三方のご意見は一致していますし、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>私はエコアクションというのを私の事務所で、オフィスとして初めて日本で取ったことがあるんですよ。それで、結構エネルギーが要るといふか、その責任者がインタビューを受けると。僕は受けさせられちゃって1時間かかったんですね。1時間もつかどうかといふので、その前に事前の勉強までさせられちゃって大変でしたけれども、刺激になっていいものですよ、そういうものといふのはみんなにとって。</p>
<p>T 委 員</p>	<p>どうぞ。</p> <p>先ほどのご説明の、区の達成のPRの「省エネは区役所から」といふ、この中で</p>

<p>会長</p>	<p>よく理解できない内容がございますので、説明をしていただけたらと思うんですが、17年度の実績が何万円で、CO<sub>2</sub>の削減効果がこうなっていると、これだけ書いてございます。では、どこが一番よく効いているのかなと思ってよく見ましたが、前年あるいは前々年に比べて使用量が減っているのは非常に少ないんですね。電気も増えているでしょう、ガスも増えているでしょう、ガソリンも増えているでしょう、廃棄物も増えているでしょう。これがみんな増えていて、どうして減ったという結果が総括できるのかなという、その辺をひとつご説明いただきたいと思うんですけれども。</p> <p>区の立場は大変ですけれども、説明しておくことは、みんなの信頼関係につながるのです。</p>
<p>環境課長</p>	<p>1枚のペーパーにいろんな情報を入れるというのはなかなか難しいものですから、いろいろと省略してしまっているもので、大変申しわけございません。</p> <p>17年度の実績は平成11年度比ということでございまして、平成11年度に使っていた主にそういう光熱費等に比べると、これだけ減ったということが記載されているものです。それで、どこが減ったのかということなんですが、実際、平成11年度から15年度にかけてぐっと減っているわけなんですけれども、今ご指摘のあったようにこの3年間は、実は若干増えつつありますので、成績は余りよくないということございまして、今、職員を集めて講習会をやって、また気合いの入れ直しをしているところでございます。</p> <p>気合いだけではどうにもならない部分もございまして、もうちょっとハード的な部分についても、例えばガソリンでいいますと、バイオガソリンなどというものも始まってございますので、そういったものの導入も検討できないかとか、そういったことも含めて、今検討しているところでございます。</p>
<p>会長 T委員</p>	<p>どうぞ、T委員。</p> <p>活動が拡大していけば、基本的には使用量もろもろ増えていくという傾向にあるというのは十分よくわかりますので、増えてはいけないということは一切申しませんが、大体リバウンドして、あきらめないで何か工夫をしながらというのが、このISOにしてもエコアクションにしても、常について回る事項だと思います。「こうなっているけれども、こういうふうを考えているので」というようなことは、口頭で結構ですので、常にご説明をいただけるような取り組みを進めていただけると、非常に安心ができるということだと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。</p>

<p>会 長</p>	<p>では、ほかの点でお願いします。 U委員、どうぞ。</p>
<p>U 委 員</p>	<p>この「役割と協働」の(2)の方で、それぞれの役割がわかりやすく書いてあると思うんですけども、特に先ほどからのいろいろなお話を伺っていると、区というのは行政としての役割と、それから事業者といいますか、排出者といいますか、消費者という側面と、両方あるんだと思うんですね。それで、今のこの省エネの方は、消費者としての区役所全体の努力が問われるというところと、それから行政として住民に働きかけ、業者、事業者に働きかけという役割があると思うんですけども、そこのところをもう少しわかりやすくここで仕分けをしていったらいいのではないかなと思っております。</p> <p>果たすべき役割については、今までそれぞれ出てきている意見ですとか、その辺を表にさせていただいて大変わかりやすいわけですけども、先ほどの中間のまとめ等を見ますと、なかなか具体的に文章では書けていない部分が、こちらの表では書けているということです。実際に報告書を出すときには工夫をして、できるだけ具体的なものが盛り込めるような書き方をしていくといいのではないかなというふうに感じております。</p> <p>特別に新たな提案でも意見でもありませんけれども、私がこれを見て感じたことを申し上げました。</p>
<p>会 長</p>	<p>ほかにかがですか。 T委員。</p>
<p>T 委 員</p>	<p>この「区民・事業者・区 それぞれ役割と協働」の(1)、(2)を取りまとめてなんですが、それぞれの役割というところで、この中間のまとめに書いてある文言をあえてまとめながら見たんですけども、その中で(1)の方に書いてあるこの書き方と表現の仕方なんですが、例えば区役所から排出、事業者に向かったのブルーの矢印に、「3Rの啓発」、それと「収集サービス」という表現の仕方を書いていただいております。それから、今後は同じく事業者向けのオレンジの矢印については、「すぎなみ環境賞の表彰」、それから「簡易包装によるごみ減量」ということでして、「啓発」という表現のレベルと、それぞれほかのところの「サービス」だとか「環境賞の表彰」だとか「簡易包装によるごみ減量」という文言の選択の使用という意味合いなんですが、(1)のレベルでの表現と(2)レベルでの表現の文言の使い方というのがある程度、もうちょっと整理をしていただいた方が実は帳票ごとにはわかりやすいんじゃないかなと思ったんです。</p>

	<p>具体的に言いますと、例えば「収集サービス」というのは、区の役割ということ でいうと、前の方の中間のまとめで書いてあることだと、区はシステムの構築をや るところが一つの役割だよということと、それから啓発をしていくというこ とが役割だよというようなまとめ方、とらえ方をされているので、その辺の表現を (1)でする方が、(1)の帳票としてはわかりやすいのかなという気がしました。</p> <p>それから(2)の方も、ここに書いてあるのはそれぞれの役割として重要であるし、 必要なことなんです、私は、実は全部しっかりと読み込んで考えようと思ったん ですが、ちょっとしんどいなと思ったんですね。もうちょっと工夫をしてみたいな と思いました。以上、中途半端ですが、検討をそういう角度からしていきたいなと 思いました。</p>
会 長	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにどうですか。</p>
M 委 員	<p>M委員。</p> <p>「役割と協働」の(2)の方で、区の囲みの中に「ごみの減量についての情報発信」 とか、「事業者と区民とのコーディネーターとなる」というような部分にかかわる と思うんですが、区役所の中の部署で実際に区民がごみの収集で直接にかかわるの は、収集車の方とか、あと清掃事務所とかが結構場面として多いと思うので、そう いったところにもう少し積極的に区役所からホームページで出すとか、お知らせを つくるとかだけではなくて、ごみ収集の場面で区民と直接会う人をもう少し活用す るような方法を何か検討なさると、スムーズにいくのではないかと考えます。ご検 討いただけるとありがたいと思います。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、他にいかがですか。</p>
K 委 員	<p>K委員。</p> <p>(2)番の中で区の業務として一言を入れていただくならば、やはりまとめの方にも ございましたけれども、いわゆる家庭ごみの有料化の問題、これの検討というこ とは、ぜひともとらえて、掲載していく必要があるんじゃないかなと思います。</p> <p>といいますのは、今回、まだアンケート調査をいただいて、全部読み切っており ませんが、5年前のものに比べると、区民の有料化に対する熱意というのが 非常に冷めているわけですね。前回のときは有料化賛成と反対というのがほぼ半々 でしたけれども、今度は3分の1ぐらいしかないんですね、反対の方がずっと多く</p>



	<p>なっている。それに対しては、「やはりこういう方向で国として考えているんだよ」と。しかも、今、全国的な傾向としまして、ここ10年ぐらいずっと有料化の方向が出てきている中で、やるやらないは別問題としまして、やっぱり検討ということは避けて通れない。そういうことの中で、やっぱりここにひとつリストアップしていただきたいなというふうに思います。</p>
会 長	<p>わかりました。</p> <p>R委員、どうぞ。</p>
R 委 員	<p>なかなか協働という話は、私は思い浮かばないので、ちょっとその話と離れてしまいかもしれませんが、ごみを大量にうまく処理するという点では、インパクトは小さいかなと思うんですが、今、杉並は、緑を増やそう増やそう、そして、その緑で炭酸ガスを吸ってしまおうというようなことだと思うので、先ほども話もありましたように、なるべく緑の木を残してくださいねという話が出たんですが、この緑というのは、毎年毎年、伸びてきます。剪定するものもあり、剪定しないものもあるんでしょうけれども、剪定してやったものはやっぱりごみになってしまうかもしれない。毎年毎年、大量のごみを出す可能性があるわけです。出さないかもしれないけれども、可能性もあるということですね。</p> <p>そうすると、そのごみをどうしようかということで、できないでしょうけれども、公園の一角でそれを燃やさないで何か工夫して処理をする。そうすれば思い切って緑を増やしてもいいのかなと。炭酸ガスは吸ってくれるし、伸びちゃったものはうまく処理できるし、それは植物ですから、生ごみもちろんそこにやっても処理はできるしというような、うまくいくかどうかわかりませんが、そんなことをちょっと考えていました。</p>
会 長	<p>協働とはちょっと関係ない話だったかもしれませんが、以上です。</p> <p>P委員。</p>
P 委 員	<p>私は、先ほどの清掃事務所の方と住民が出す集積所との会話とか対話とか、そういうお話を聞いていましたが、それはちょっと必要ないんじゃないかなと。住民がそれぞれいろんな必要に応じて、必ず清掃事務所へ電話します、相談します。すぐ飛んできてご相談に乗ってくれます。そういう意味で、改めて職員の方から集積所に向かってということは、余り考えない方がいいかと思います。私は町会長として本当に町内を駆けずり回って、本当に隅から隅までやっていますけれども、今のお話はそのような感じがします。</p>
会 長	<p>他にございますか。</p>

<p>清掃管理課長</p>	<p>時間がもう超過していますので、そろそろというところによろしいですか。</p> <p>1点だけ説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>本日お配りした資料で、「杉並区はごみを限りなく“0”にする社会にします。」というような1枚紙をお配りさせていただいています。これは前回の審議の中で、G委員の方から、杉並区のごみゼロって何ですか、何を指すんですかというようなお尋ねがありました。埋め立てゼロですか、処分ゼロですか、排出ゼロですか、どれを指すんでしょうかということで問題提起をされたものです。</p> <p>これで3つのパターンをつくってみました。一番左から、A、B、Cというパターンでつくってあるんですが、Aは現在のごみ処理の方法です。Bさんはマイバッグを持参して資源回収に参加するという場合を考えました。Cさんの場合はマイバッグを持参し、不要なごみとなるようなものは断る、ばら売りを選択するというようなリデュースを行っている方、それから、家庭内のリユースであるとかリサイクルを進めている方という形で、3つのタイプに分けさせていただきました。</p> <p>一つの提案でございますので、次回以降、皆さんにもう一度、ごみゼロということについてご審議をいただかなければならないわけですが、事務局といたしましては、「限りなく0」というのは、一番最後のCのタイプの家庭から排出されるごみについて、限りなくこれをゼロに近づけていこうと。これを今回のご審議の中の到達点といいますか、目標値というふうにしたらどうかというようなご提案でございまして、次回以降、皆さんの中からご意見を頂戴したいと思って作成した資料でございます。本日はこれ以上できませんが、ぜひともご覧いただいて、次回以降の会議においてご発言を頂戴したいと思っております。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>まだまだおありかと思いますが、この辺で今日は区切らせていただきたいと思います。私の方から感想的1点なんです、「すぎなみ環境賞」というものの関係が、この(2)にありますように区とそれから事業者との関係で、本当は真ん中だと思うんですね。「環境賞」というのは、みんな区民も含めて検証するという制度じゃないかと思うんですね。区と事業者との関係だけの問題じゃなくて、そういった位置づけにする。それと内容的にも、「環境賞」の中身というか、今後、加えていく、追加していくということが必要じゃないかなと思うんですね。検証というのが大事だと思うんですね。罰するよりは、みんな褒めたたえてよくしていくというのが、これからの世界、平和でいいと思うんですね。ぜひこの辺、位置づけを今後再度考えていただくと。</p>

	<p>それからもう1点は、区内だけでごみゼロとか、全部課題を整理するというんじゃないくて、区以外も、例えば関東地方、日本全国とか考えたり、例えば学校の給食の残飯だとかを、北区あたりは群馬県とタイアップして肥料に使ってもらって、そのかわり、そこでつくられたキャベツを給食で使うとか、いい関係にあるわけです。だから、余り息の詰まる区内だけのことを考えないで、外との関係といったものも頭の中に含めて、もっと楽しくなるようなものにしたらと思います。それはまたレポートのときにいろいろ生かしたらと思います。</p>
<p>環境都市推進 担当課長</p>	<p>どうも今日は短時間でしたけれども、ありがとうございました。</p> <p>では、その他ということではいかがですか。</p> <p>お手元の方に「明日、この場所はあるか 杉並区地域省エネ行動計画（概要版）」というのをお配りさせていただいています。これについて若干だけ説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>こちらの「杉並区地域省エネ行動計画」につきましては、昨年6月に行動計画そのものができました。行動計画は、杉並区地域エネルギー等懇談会で議論をし、素案を作成しまして、区民の皆様からご意見を賜って6月に策定されたものです。そして、さらにこれの概要版ということで同じく懇談会で議論をしまして、その議論を踏まえて、今回でき上がったものでございます。</p> <p>視点としましては、行動計画のそのままの概要版ということではなくて、こちらをなるべく使っていただくということを視点に持ちまして作成しています。そのため、1枚、キリトリ線があるんですけども、こちらにはどういった省エネ行動計画をすればいいのかというのが具体的に載っています。こちらの裏面の最後のところでございます。「この省エネ行動に挑戦します!」ということで具体的に書いてありますので、こういったことを広く伝えていきたい。行動計画そのものだけではなくて、どのように省エネ行動をすればいいのかということメッセージとして作成してございます。</p>
<p>環境課長</p>	<p>私の方からは以上でございます。</p> <p>最後に、日程確認があるかと思いますが、その前に1点、実は3月の審議会でも委員の方から、板橋にある新日本製鐵の板橋工場ですけれども、プラスチックの資源化施設の視察のご要望がございました。そこで、誠に勝手に申しわけないんですけども、事務局の方で日程の調整をさせていただきました。これにつきましては、ご希望者、有志の方だけで結構だと思いますので、ご確認いただければと思います。</p>

<p>U 委 員 環 境 課 長 会 長</p> <p>環 境 課 長 会 長</p>	<p>日時は、5月28日月曜日の午前ということでございます。5月28日月曜日午前9時に、区役所1階の中杉通り側にマイクロバスをとめますので、そちらにご希望の方はお集まりいただければと存じます。</p> <p>なお、参加される方の人数を把握したいと思いますので、できればここで皆さん日程を確認していただきまして、ご希望される方は挙手いただければありがたいと思っております。</p> <p>9時から何時までですか。</p> <p>午前中いっぱいを用意してございます。12時までにはこちらに戻る、区役所で解散ということでございます。</p> <p>では、行かれない方。</p> <p style="text-align: center;">(挙 手)</p> <p>7人ですか。ありがとうございました。</p> <p>では、事務局、いいですか。</p> <p>はい。ありがとうございました。</p> <p>では、日程の確認ですが、今回は6月8日金曜日、午後2時からです。</p> <p>それで、次々回、23回でございますけれども、7月分です。ちょっと今日、挙手の方をお願いしたいと思います。7月11日水曜日の午前10時から1つ、それから7月18日水曜日午後2時から、7月20日金曜日午後2時から、以上、3こまを用意させていただきました。ご都合の悪い方は挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>7月11日午前中、ご都合悪い方。</p> <p style="text-align: center;">(挙 手)</p> <p>お1方ですか。</p> <p>7月18日水曜日、午後2時から、ご都合悪い方。</p> <p style="text-align: center;">(挙 手)</p> <p>お1方、E委員もご都合が悪い。</p> <p>では、7月20日、ご都合悪い方。</p> <p style="text-align: center;">(挙 手)</p> <p>ゼロ。</p> <p>では、7月20日金曜日、午後2時から催させていただきたいと思っております。</p> <p>では、以上をもちまして、第21回の審議会を終わりにさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
---	---